

店舗改装費の判断基準

番号	工事の種類	工事の内容
1	浴室、キッチン、洗面室及びトイレの改修	バスタブ、キッチン、洗面台、トイレの敷設や交換だけの場合は対象外。内壁や床の改修工事に付随したものであれば対象。既存の浴室を改造してユニットバスを設置する場合は対象。
2	屋根の葺替、塗装及び防水工事	
3	部屋の間仕切りの変更工事	
4	外壁の張替や塗装工事	軒天井、破風板及び鼻隠しも対象。
5	床、壁、窓、天井及び屋根の断熱改修工事	窓の場合、内壁や外壁工事に付随したものであれば対象。単独の取替えや二重窓の設置のみである場合は対象外。
6	床材、内壁材及び天井材の張替や塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等。床暖房(ガスや電気式)工事も対象。内装工事と併せて行う室内カーテン・ブラインドの取替えや新設は対象。
7	襖紙及び障子紙の張替や畳の取替え	部屋全体のリフォームの中で行われるものであること。
8	建具及び開口部(扉、ドア、窓、網戸等)の取替えや新設工事	内壁や外壁工事に付随したものであれば対象。単独の取替えのみである場合は対象外。
9	雨どい、手すり、縁側、ベランダ等の取替えや修理	屋根及び外壁工事に付随したものであれば対象。
10	造り付け収納家具の設置	部屋全体のリフォームの中で行われるものであり、造作大工工事が伴うものに限り対象。
11	エアコン、給湯器、照明器具等の取替え	新設は対象外。取替えについては、内壁や外壁工事に付随したものであれば対象。
12	バリアフリー改修工事(段差解消、廊下幅の拡張など)	市で行っている他の助成制度を利用していない場合は対象とする。但し、手すりの取り付けだけ等、敷設工事のみの場合は対象外。
13	耐震改修工事(屋根の軽量化、壁補強及び基礎補強など)	市で行っている他の助成制度を利用していない場合は対象。
14	空き店舗を貸出すために、住宅と店舗の共有部分の分離に必要な改修工事	建物の内外装の改修と附帯工事が対象。
15	リフォーム工事に伴う給排水衛生工事、換気設備工事、電気設備工事、ガス設備工事等	市で行っている他の助成制度を利用していない場合は対象。